

「個人情報保護委員会」への改組（平成 28 年 1 月 1 日）について

本年 9 月 3 日に、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号。以下「改正法」といいます。）が成立し、同月 9 日に公布されました（※1）。

これに伴い、当委員会は、平成 28 年 1 月 1 日をもって「個人情報保護委員会」に改組されます。

平成 28 年 1 月 1 日以降、個人情報保護委員会では、現在、特定個人情報保護委員会として担当している特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の適正な取扱いの確保を図る任務に加え、現在、消費者庁が担当している、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます。）の所管、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報・啓発に関すること等を任務とすることとなります。

個人情報保護委員会では、平成 28 年 1 月 4 日から、個人情報保護法質問ダイヤルを設置し、個人情報保護法に関する解釈などについての疑問にお答えします。

電話番号：03-6441-3682（平日 9：30～17：30）

また、改正法の全面施行（※2）後には、現在、各主務大臣が有する個人情報保護法上の勧告及び命令等の権限が個人情報保護委員会に一元化されます。

今後、改正法に係る政令が定められ、平成 28 年 1 月以降、個人情報保護委員会において各種規則・ガイドライン等を定めることとなりますが、その内容等については、随時、個人情報保護委員会のウェブサイト（<http://www.ppc.go.jp/>）において情報提供する予定です（個人情報保護委員会のウェブサイトの URL は、特定個人情報保護委員会の URL から変更はありません。）。

なお、現行の個人情報保護法の内容等につきましては、消費者庁のウェブサイトを参照してください。
（<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/index.html>）

（※1）「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（概要）

（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/info_h270909.html）（首相官邸ウェブサイト）

（※2）改正法は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から全面施行することとされています（改正法附則第 1 条柱書）。特定個人情報保護委員会の改組に係る部分は、平成 28 年 1 月 1 日から施行されます（改正法附則第 1 条第 2 号）。